

年金実質目減り最大0.6%

23年度、物価に追いつかず

厚生労働省は二十日、二〇二三年度の公的年金額について、六十八歳以上は1・9%増額すると発表した。物価上昇分(2・5%)に追いつかず、実質的には0・6%の目減りとなる。六十七歳以下は2・2%の増額で、同様に0・3%

の目減り。年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年四月に改定され、六月の受け取りから反映される。増額はともに三年ぶり。目減りは、少子高齢化に対応する目的で設けられた年金抑制の仕組み「マクロ経済スライド」が適用されたためだ。ロシアのウクライナ侵攻などに伴う物価高騰の中、実質的目減りは高齢世帯の家計にとっては痛手となる。

六十七歳以下では、国民年金の満額で月六万六千二百五十円(同千四百三十四円増)。平均的な給与で厚生年金の保険料率は18・3%(労使折半)で変わらない。年金額の見直しは、六十

八歳以上は物価の変動率、六十七歳以下は賃金の変動率を基に計算するため、改定率が異なる。マクロ経済スライドの適用は二〇年度以来、三年ぶり。物価や賃金が下落する局面では適用されず、翌年度以降に持ち越すルールとなっており、二三年度はこれまで見送られた分もまとめて適用された。

2023年度の年金月額

2022年度	23年度
67歳以下 国民年金(1人分)	
6万4816円 + 1434円	→ 6万6250円
68歳以上 国民年金(1人分)	
6万4816円 + 1234円	→ 6万6050円

六十八歳以上で見ると、自営業や無職の人らが加入する国民年金の支給額は、四十年間保険料を納めた場合の満額で月六万六千五百円(二二年度比千二百三十四円増)となった。

六十七歳以下では、国民年金の満額で月六万六千二百五十円(同千四百三十四円増)。平均的な給与で厚生年金の保険料率は18・3%(労使折半)で変わらない。年金額の見直しは、六十

八歳以上は物価の変動率、六十七歳以下は賃金の変動率を基に計算するため、改定率が異なる。マクロ経済スライドの適用は二〇年度以来、三年ぶり。物価や賃金が下落する局面では適用されず、翌年度以降に持ち越すルールとなっており、二三年度はこれまで見送られた分もまとめて適用された。

八歳以上は物価の変動率、六十七歳以下は賃金の変動率を基に計算するため、改定率が異なる。マクロ経済スライドの適用は二〇年度以来、三年ぶり。物価や賃金が下落する局面では適用されず、翌年度以降に持ち越すルールとなっており、二三年度はこれまで見送られた分もまとめて適用された。

八歳以上は物価の変動率、六十七歳以下は賃金の変動率を基に計算するため、改定率が異なる。マクロ経済スライドの適用は二〇年度以来、三年ぶり。物価や賃金が下落する局面では適用されず、翌年度以降に持ち越すルールとなっており、二三年度はこれまで見送られた分もまとめて適用された。